

大分県技能者表彰要綱

(目的)

第1条 この要綱は、優れた技能者を表彰することにより、広く社会一般に技能尊重の気運を浸透させ、もって技能者の地位の向上及び産業の発展に寄与することを目的とする。

(表彰の種類)

第2条 表彰は、技能顕功賞、基盤技術顕功賞、技能特別功労賞及び技能優秀賞とする。

(被表彰者の資格)

第3条 被表彰者は、大分県内に居住している技能者、大分県内において事業を営む事業所に勤務する技能者及び事業を営む技能者とする。

(表彰の要件)

第4条 表彰は、前条に掲げる資格を有し、第6条に掲げる者の推薦を受けた技能者を、次に掲げる区分に応じて知事が行うものとする。

1 技能顕功賞は、次の各号のすべてに該当する者に対して授与するものとする。

- (1) 極めて優れた技能を有する者
- (2) 現に表彰に係る技能を要する職業に従事している者
- (3) 技能を通じて若年技能者の指導及び育成に努めている者
- (4) 他の技能者の模範と認められる者
- (5) 技能振興活動を通じて、技能尊重気運の醸成を図り、県産業の発展に寄与した者

2 基盤技術顕功賞は、前項(1)から(4)のすべてに該当し、かつ、技能に係る工夫、改善等によって生産性の向上を図るなど、所属団体への貢献を通じ、県産業の発展に寄与した者に対して授与するものとする。

3 技能特別功労賞は、次の各号のすべてに該当する者に対して授与するものとする。

- (1) 各種技能大会において、優秀な成績をあげた者
- (2) 現に表彰に係る技能を要する職業に従事している者
- (3) 他の技能者の模範と認められる者

4 技能優秀賞は、次の各号のすべてに該当する者に対して授与するものとする。

- (1) 優れた技能を有し、勤務成績及び作業成績が極めて優秀な者
- (2) 現に表彰に係る技能を有する職業に従事している者
- (3) 他の技能者の模範と認められる者

(表彰の方法)

第5条 表彰は、年1回別に定める日に賞状を授与して行うものとする。

(被表彰者の推薦並びに選定)

第6条 被表彰者は、次の各号のいずれかに該当する推薦者からの推薦に基づき、専門の知識または経験を有する者の意見を聞き、知事が選定するものとする。

(1) 市町村、産業団体、職業訓練団体などの代表者

(2) 満20歳以上の者で、被推薦者と二親等以内の親族関係にない一般の推薦者（以下、一般の推薦者という。）

2 一般の推薦者が推薦を行う場合は、満20歳以上の者で、推薦者及び被推薦者と二親等以内の親族関係にない賛同者2名以上の賛同を得て行うものとし、自薦はできないものとする。

(厚生労働大臣が行う卓越した技能者表彰への推薦)

第7条 知事は技能顕功賞又は基盤技術顕功賞を受賞した者のうちから、厚生労働大臣が行う技能者表彰の被表彰候補者を推薦するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、表彰の実施に必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、昭和47年8月8日から適用する。

附 則

この要綱は、平成7年5月31日から適用する。(一部改正)

附 則

この要綱は、平成12年6月1日から適用する。(一部改正)

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。(一部改正)

附 則

この要綱は、平成31年4月26日から適用する。(一部改正)